

事業番号	255
------	-----

**平成23年度事業シート(概要説明書)《※平成22年度実施事業》**

事業の概要	事務事業名	雨水幹線整備事業						担当部	都市建設部					
	会計区分	下水道事業特別会計			事業類型	施設整備系		担当課	河川課					
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	河川係					
	総合計画 分野別計 画	主目的	5 都市基盤		26 河川・水路		1 河川整備を促進する							
		副目的												
	予算区分	款	2		項	1		目	1		大	7		中
	根拠法令・個別計画	特定都市河川浸水被害対策法、下水道法、都市計画法、尾張都市計画下水道、公共下水道事業計画												
	実施・運営 方法	<input type="radio"/> 市が直接実施・運営			<input type="checkbox"/> 地域住民組織			<input type="radio"/> 一部又は全部委託						
		指定管理・外郭団体			名称:									
		NPO・その他			名称:									
目的 (対象をどの様な状態にするのか)	浸水区域の解消を図るための局所的な対応でなく、都市全域の総合的な雨水排水計画を策定して、被害の著しい地区の下水道を面的に考え事業を実施する。													
内容 (手段)	<p>小牧市はじめ他の新川流域自治体で策定した、新川流域水害対策計画で平成47年頃までに総延長1,733mの雨水幹線を整備する。</p> <p>また、雨水排水ポンプ場整備に伴い、当該地区の水路をポンプ場に流下させるため、水路を整備する。</p> <p>【現在着手事業】</p> <p>〈下小針雨水幹線〉 平成24年度に県が実施する中江川改修事業に併せ樋管を設置し、その後総延長約1,090mの雨水幹線部分は函渠で既設市道の下に埋設する工事を8年程度掛けて実施する。(総事業費:約730百万円)</p> <p>〈原川内水対策〉 県が施工する原川改修事業に併せて実施する排水ポンプ場への水路(延長約560m)の整備を原川及びポンプ場の整備時期に合わせ整備する。(総事業費:約78百万円)</p>													
受益者負担	無	内容												

			単位	H21決算額	H22決算額	H23予算額	
	コスト	費用	直接経費		千円	8,564	1,732
正職員			従事者数	人	0.10	0.10	0.10
			人件費	千円	536	536	536
その他職員			従事者数	人	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0
費用合計			千円	9,100	2,268	7,036	
対前年比		%		24.9			
財源	一般財源		千円	5,460	2,268	7,036	
	国・県支出金		千円	1,940	0	0	
	その他財源		千円	1,700	0	0	

業 績	活動指標	活動指標名	単位		H21	H22	H23	
		事業進捗率(工事延長)	%	目標		0	0	0
				実績		0	0	
				目標				
				実績				
				目標				
	実績							
	成果指標	成果指標名	単位		H21	H22	H23	
		事業進捗率(事業費)	%	目標		4	4	5
				実績		3	3	
			目標					
			実績					

事業の自己評価 (一次評価)	事業目的の達成状況	<p>放流先河川(一級河川新中江川)が整備されていないため、多気排水困難地区となっており、上流区域の雨水を他の整備予定河川(一級河川中江川)に放流することで河川の負荷が抑えられ、浸水被害等が軽減します。 また、雨水排水ポンプ場設置に伴い、整備が必要な水路については、ポンプ場と共に平成22年度に事業説明を実施した。</p>				
	事業を廃止・休止したときの影響	<p>下水道認可地区における雨水流出量の増加と雨水排水能力の不足による内水氾濫で浸水被害が増大するのを防止する事業であり、一級河川及び準用河川へすみやかな放流をする事業であることから、廃止すれば浸水被害を防止又は解消することができなくなると考える。</p>				
	判定	A	市が実施(現状維持又は充実)			
	判定理由	<p>雨水幹線、排水ポンプ場は、整備に長い月日が必要なため、放流先河川の整備状況を注視しながらの進捗となるため、現状維持と判断した。</p>				
	今後の事業の方向性 (今後の取組み・改善計画等)	<p>内水氾濫による浸水被害の増大を防止するため、放流先河川の整備状況を注視しながら、事業認可のとおり整備を進める。</p>				

二次評価	判定	A	市が実施(現状維持又は充実)			
	判定理由	一次評価のとおり				